

## 古賀市広告入り物品の納入による広告掲載に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、古賀市広告掲載事業に関する基本要綱（平成20年9月告示第128号。以下「基本要綱」という。）第6条第5項の規定に基づき、物品の納入により行う広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (納入希望者の募集)

第2条 物品の納入を希望する者（以下「納入希望者」という。）の募集は、公募により行うものとする。ただし、市長が必要であると認める場合は、仲介事業者に納入希望者のあっせんを行わせることができる。

### (納入の申込み)

第3条 納入希望者は、物品納入申込書（様式第1号）に必要書類を添えて市長が指定する期日までに申し込まなければならない。

2 前条ただし書に規定する場合において、仲介事業者が納入希望者のあっせんを行ったときは、仲介事業者が納入希望者に代わり前項の申込みを行うものとする。

### (納入の決定)

第4条 市長は前条の規定により納入の申込みを受けたときは、その内容を審査した上で、当該納入に係る受理の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する場合において、市長は当該納入の申込みを受理することと決定したときは納入受理決定通知書（様式第2号）により、受理しないことと決定したときは納入不受理決定通知書（様式第3号）により、納入希望者（前条第2項の場合においては仲介事業者）に通知するものとする。

### (協定書の締結)

第5条 市長は、前条第2項の規定により納入の受理決定を受けた者（以下「納入決定者」という。）と物品の作製及び納入に関する協定書を締結するものとする。

### (物品の作製)

第6条 納入決定者は、広告内容、色、形状その他の広告掲載に係る事項について事前に市長と協議し、その承諾を受けた後に物品を作製しなければならない。

2 納入決定者は、広告掲載に係る一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を市民に与えることのないように配慮しなければならない。

### (広告内容等の変更)

第7条 市長は広告の内容等が法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱及びこの要領に違反していると判断したときは、納入決定者に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

### (経費の負担)

第8条 物品の作製に要する費用は、全て納入決定者の負担とする。

### (問題発生時の対応)

第9条 納入決定者は、物品の使用に際し、第三者からの苦情その他の広告掲載に係る問題が生じた場合は、直ちにその解決のために適切な対応をしなければならない。

(使用の中止)

第10条 市長は納入を受理した物品を使用することが適当でないと認めるとときは、当該物品の使用を中止することができる。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 納入決定者は自己の都合により物品の納入が困難となったときは、市長に届け出た上で、これを取り下げができるものとする。この場合において、納入希望者は当該物品に代替する物品を市に納入しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告入り物品の納入による広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。